

板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱実施要領

(平成26年3月3日都市整備部長決定)

最終改正 令和7年3月24日

(目的)

第1条 この実施要領は、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱（平成23年1月21日付け22板都市第249号。以下、「要綱」という。）第18条の規定に基づき、事業を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施要領における用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(容易な耐震診断)

第3条 要綱第2条第1項第2号に規定する区が認める耐震診断とは、別記1に定める耐震診断とする。

(評点)

第4条 要綱第2条第1項第7号に規定する主要構造部の一部に木造以外の構造を有する木造住宅のうち、木造以外の構造について耐震診断又は補強設計等の作成を行う場合、要綱第2条第1項第3号において「評点」とあるのは「I s（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく構造耐震指標）」と、「1. 0」とあるのは「0. 6」と読み替えることができる。

(助成の対象となる建築物)

第5条 要綱第4条第1項及び要綱第15条第1項第3号に規定する重大な違反とは次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第43条（敷地等と道路との関係）の違反
- (2) 建築基準法第44条（道路内の建築制限）の違反
- (3) 建築基準法第48条（用途地域）の違反
- (4) 建築基準法第61条（防火地域内の建築物）で定める地域内で防火構造程度になっていない建築物

2 要綱第4条第1項に規定する別に定めるまちづくりに寄与するものとは次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の外壁面が隣地境界線から50cm以上後退した計画であること。ただし、敷地面積が都市計画で定められた最低敷地面積未満の場合において建築計画上やむを得ないとき及び建築基準法第53条第5項第1号の適用を受ける建築物はこの限りではない。
- (2) 建築基準法第42条第2項の適用を受ける道に敷地が接している場合は、原則、板橋区細街路拡幅整備要綱による後退整備事業又は同等の整備をするものであること。
- (3) 省エネ基準に適合する計画であること。（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）

(所得)

第6条 要綱第4条第2項に規定する所得とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。

（関係書類）

第7条 要綱に規定する申請書並びに通知等の様式又は報告等に添付する関係書類は、別表1及び別表2に掲げるものとする。

（経過措置）

第8条 この要領の改正の際、現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要領の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記1

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

1 調査日時 : 令和 年 月 日 時 ~ 時

2 調査者
事務所名 :
調査者氏名 :

3 建築物の概要
建築物の所有者 :
建築物の所在地 :
建築物の階数 : 地上 階

※本調査票は、地上2階建以下で地階を有しない建築物が対象

4 前提条件の確認	チェック欄
木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

※チェック欄うち両方またはどちらか一方に該当しない場合は本診断の対象外

5 判定結果	
倒壊の危険性がある	

6

一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

建築全体	全体または一部に崩壊がある	
	建物全体が崩壊・落階している	
	屋根や外壁の一部が脱落している	
	柱が折れている	
	外壁に亀裂や穴が生じている	
	全体または一部に傾斜や変形がある	
	建物全体が傾いている	
	棟がうねっている	
	軒先が垂れている	
	柱や壁が傾いている	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック、レンガ等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損、鉄筋の露出や錆が見られる	
老朽・不朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	部材が食害されている（特に床下や小屋裏等）	
	白蟻の巣がある	
	部材に虫がわいている	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽やカビが見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

※チェック欄に一つ以上チェックがある場合は倒壊の危険性があると判断

※判定の根拠となる写真を添付すること

7 壁の割合

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、
壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。
※6で「一見して倒壊の危険性があると判断」された場合は記入不要

(イ)		(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)壁の割合
方向	壁の長さ (m)	建築面積 (㎡)	イ／ロ	必要値	ハ／ニ
X	0	0		0	
Y	0				
倒壊の危険性					

(イ) 壁の長さの合計

① X (横方向)

① m

② Y (縦方向)

② m

①②のうち小さい方を記入する

イ m

(ロ) 面積

ロ m²

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ ÷ ロ = ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ m

(ニ) の値は下の表から該当するものを選んで記入する

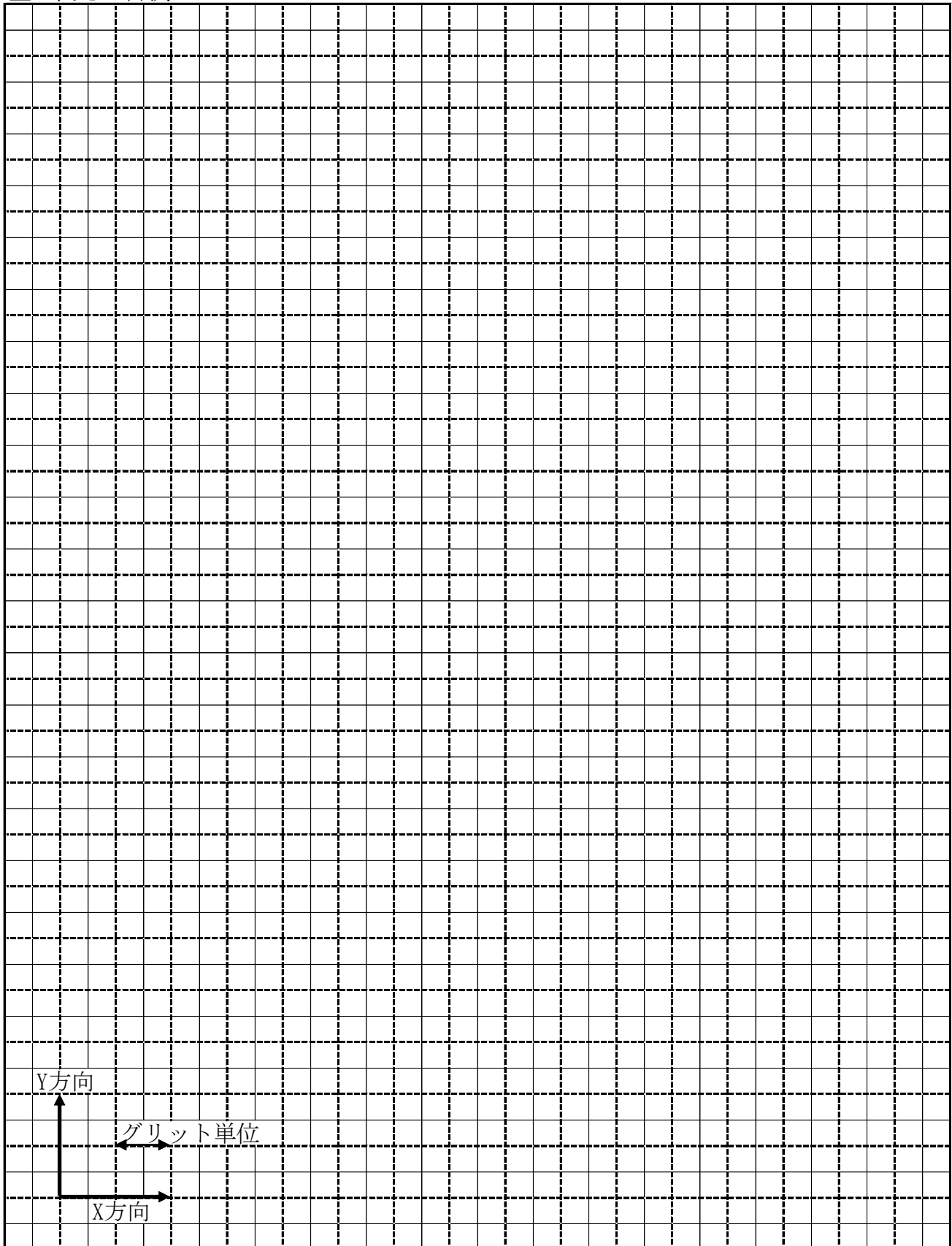
階数 屋根の種類	平屋	2階建て
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ ÷ ニ = ホ > 0.8
判定 … OK

6 壁の割合記入用紙

壁の長さの計測



グリット単位：1 m・3尺（採用単位に○をつけること）

別表 1(第 7 条関係)

様式一覧

様式番号	名 称	要 綱 条 文
1	助成対象承認申請書	第 6 条第 1 項
2	助成対象承認申請書 (容易な耐震診断・除却工事用)	第 6 条第 1 項
3	助成対象承認通知書	第 6 条第 3 項
3 の 2	助成対象不承認通知書	第 6 条第 3 項
4	取下げ届出書	第 6 条第 4 項
5	工事着手報告書	第 8 条第 1 項
6	変更承認申請書	第 9 条第 1 項
7	変更承認通知書	第 9 条第 2 項
7 の 2	助成対象変更不承認通知書	第 9 条第 2 項
8	助成対象承認取消願	第 1 0 条第 1 項
9	助成対象承認取消通知書	第 1 0 条第 2 項
1 0	助成金交付申請書	第 1 2 条第 1 項
1 1	実績報告書	第 1 2 条第 1 項
1 2	助成金交付決定兼交付額確定通知書	第 1 3 条第 1 項
1 2 の 2	助成金不交付決定通知書	第 1 3 条第 4 項
1 3	助成金交付請求書	第 1 4 条第 1 項
1 4	助成金交付決定取消通知書	第 1 5 条第 1 項

別表2 添付書類

添付書類は、下記に示すほか、区長が必要と認めるものとする。
特記事項を除き、本要綱に基づく手続きにおいて既に提出され、内容に変更のない書類は添付を省略できる。

	耐震診断		容易な耐震診断		補強設計等		耐震改修工事			除却工事		建替え工事			耐震工事等 （耐震工事）	
	承認申請	交付実績 申請報告	承認申請	交付実績 申請報告	承認申請	交付実績 申請報告	承認申請	着手報告	交付実績 申請報告	承認申請	交付実績 申請報告	承認申請	着手報告	交付実績 申請報告	承認申請	交付実績 申請報告
登記簿の全部事項証明書(建物)、又は建築物の所有者及び建築時期が確認できる書類※2	○		○		○		○			○		○			○	
申請者等の住民票又は官公署が発行した「住所、氏名、生年月日」が記載されている証明書※2	○		○		○		○			○		○			○	
住民税及び軽自動車税を滞納していないことが確認できる書類※2	○		○		○		○			○		○			○	
委任状(申請者以外の建物所有者が存在する場合又は申請者が建物所有者ではない場合)※1	○		○		○		○			○					○	
委任状(申請者以外の建築主が存在する場合)※1												○				
委任払い承諾書※7	○		○		○		○			○		○			○	
承諾書(申請者以外の建物所有者が存在する場合又は申請者が建物所有者ではない場合)※1							○			○					○	
承諾書(申請者以外の土地所有者が存在する場合又は申請者が土地所有者ではない場合)※1												○				
戸籍謄本又は戸籍抄本(申請者が建物所有者ではない場合又は親族等の確認が必要な場合)※2	○		○		○		○			○		○			○	
対象建築物に居住する者の世帯全員の所得の合計額が確認できる書類※2															○	
案内図※1	○		○		○		○			○		○			○	
既存建物図面(配置図、平面図、面積表)	○				○		○								○	
見積書の写し	○		○		○		○			○		○			○	
対象建築物の写真	○		○		○		○			○		○			○	
耐震化事業に係る消費税仕入税額控除確認書	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○
耐震診断の結果の写し※6					○		○			○		○			○	
補強設計等の結果の写し							○									
契約書の写し(契約行為を証する書類の写し)		○		○		○		○			○		○			○
工程表								○					○			
結果の写し(補強設計等以外は写真を含む)※6		○		○		○			○		○			○		○
助成金に係る収支計算書		○		○		○			○		○			○		○
領収書の写し(収入印紙付)又はそれに代わるもの※4		○		○		○			○		○			○		○
請求書の写し(業者の押印があるもの)※5		○		○		○			○		○			○		○
助成対象事業に掛かった費用の内訳が分かる資料※7		○		○		○			○		○			○		○
登記簿の全部事項証明書(土地)※2												○				
公図の写し※2												○				
借地契約書(借地の場合に限る)の写し												○				
入居予定者の名簿												○				
建替え工事設計図書(配置図、平面図、立面図、建築物の耐火性能が分かる書類)												○				
建築基準法に基づく建築物の建築確認済証及び建築確認申請書の写し※8						○	○						○			
省エネ基準に適合していることを確認できる書類													○			
建築基準法に基づく建築物の検査済証の写し									○					○		
世帯全員の住民票(最新のもの)※2														○		

特記事項

- ※1 全ての承認申請に添付が必要
※2 複写したもので可
※3 補強設計等をおこなった場合を除く
※4 業者の申請者に対する、耐震診断、補強設計等、工事の対価として金銭を受け取ったことを証明する書類

- ※5 請求書に基づく助成金の支払いを希望する場合に限る
※6 写真について：耐震診断・容易な耐震診断は調査箇所の写真、耐震改修工事は補強箇所の写真の他、助成要件に該当していることが分かる写真、除却工事は更地の写真、建替え工事は完成写真の他、助成要件に該当していることが分かる写真
※7 申請者が委任払いを希望する場合のみ必要
※8 耐震改修工事においては改修工事内容が対象となる。建替え工事においては、建替え後の建築物が対象となる。

住所

フリガナ

申請者 氏 名

電話

助成対象承認申請書

板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金について、助成対象の承認を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

耐震の基準	☐ 旧耐震：昭和 56 年 5 月 31 日以前 ☐ 新耐震：昭和 56 年 6 月 1 日以降かつ平成 12 年 5 月 31 日以前
助成金の種類	☐ 耐 震 診 断 ☐ 耐震診断及び補強設計等 ☐ 補 強 設 計 等 ☐ 耐 震 改 修 工 事（助成金区分： ☐ 旧耐震 ☐ 新耐震） ☐ 建 替 え 工 事 ☐ 耐震シェルター等設置工事（助成金： ☐ 避難困難者）
申請建築物の要件	☐ 耐震診断を受けた建築物です。 ・耐震診断結果 （評点）： 1 階 X 1 階 Y 2 階 X 2 階 Y ・耐震診断助成金交付決定番号 年 月 日付け 第 号の
	・耐震改修工事※ 建築確認手続きが必要な工事である ・ ない
	・耐震シェルター等設置工事 ☐ 耐震シェルター等設置工事助成を受ける建築物に居住しています。 ☐ 高齢者又は障がい者等が居住しています。 ☐ 建築物に居住する世帯全員の所得の合計が 200 万円以下です。
	・建替え工事 ☐ 耐震診断を受けた建築物の所有者です。 ☐ 耐震診断を受けた建築物の所有者の親族等です。 ☐ 申請建築物に高齢者等（申請者または申請者の親族等に限る）が居住します。 ☐ 申請建築物の所有者及び居住者です。

※建築確認等法律に規定される適切な手続きを行わずに工事を行っていることが判明した場合は、補助の対象外となる場合があります。工事着手前に手続きの必要性について十分に調査・検討してください。建築確認手続きは、承認申請をする前に手続きを終える必要があります。

裏面につづく

区税納付状況 調査に関する 同意	補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。 ※同意しない場合又は他の自治体に居住している場合は、下記の□にレ点を記入し追加書類を添付してください。 ☐ 同意しない ☐ 現在居住している他の自治体において課税されている 追加書類・・・住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書 ※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）		
既存建築物の概要	(1) 建築物の場所(住居表示)：東京都板橋区 (2) 建築物の場所(地名地番)：東京都板橋区 (3) 階数等：地上 階、地下 階建て (4) 用途：☐ 住宅のみ ・ ☐ との併用 (5) 建築面積：㎡ (6) 延べ面積：㎡（住宅以外の部分 ㎡） (7) 建築年月：昭和 年 月頃竣工 ☐ 不明確だが資料等による判断		
道路の幅員	m（道路の種類：建築基準法第 条第 項第 号）		
建築可能な敷地面積	㎡（道路後退部分：無・有 約 ㎡）		
用途地域		防火地域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 新防火地域
着手及び完了予定日	着 手 予 定 ： 年 月 日 完 了 予 定 ： 年 月 日		
備考			

（宛先）板橋区長

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電 話

助 成 対 象 承 認 申 請 書
（容易な耐震診断・除却工事用）

板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金について、助成対象の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

耐震の基準	☐ 旧耐震：昭和 56 年 5 月 31 日以前
助成金の種類	☐ 容易な耐震診断 ☐ 除 却 工 事
申請建築物の要件	☐ 耐震診断を受けた建築物です。 ・耐震診断助成金交付決定番号 年 月 日付け 第 号の
既存建築物の概要	(1) 建築物の場所(住居表示)：東京都板橋区 (2) 建築物の場所(地名地番)：東京都板橋区 (3) 階 数 等：地上 階、地下 階建て (4) 用 途： ☐ 住宅のみ ・ ☐ との併用 (5) 建築年月：昭和 年 月頃竣工 ☐ 不明確だが資料等による判断
区税納付状況調査に関する同意	補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。 ※同意しない場合又は他の自治体に居住している場合は、下記の□にレ点を記入し追加書類を添付してください。 ☐ 同意しない ☐ 現在居住している他の自治体において課税されている 追加書類・・・住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書 ※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助 成 対 象 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金の助成対象承認について審査した結果、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

建 築 物 の 場 所 (住居表示)	東京都板橋区
助 成 金 の 種 類	

注意事項

助成の承認を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該承認を取り消すことがあります。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成対象の承認を受けたとき。
- (2) 板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に違反したとき。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助成対象不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金の助成対象承認について審査した結果、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

理 由

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

取 下 げ 届 出 書

年 月 日付けで提出した、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金の承認申請を都合により取り下げたいので届け出ます。

1 建築物の場所（住居表示）

東京都板橋区

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

工 事 着 手 報 告 書

年 月 日付け 第 号で助成対象の承認を受けた建築物の

☐ 耐震改修工事 について、
☐ 建 替 え 工 事

下記のとおり着手するので報告します。

記

1 建築物の場所（住居表示）

東京都板橋区

2 工事着手日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

3 工事施工者

住所

氏名

電話

担当

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた、板橋区木造住宅耐震化促進
助成金交付要綱に基づく助成金の助成対象について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申
請します。

記

1 建築物の場所（住居表示）

東京都板橋区

2 変更内容

3 変更理由

4 変更内容を証する書類

別添のとおり

第 号
年 月 日

様

板橋区長

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づき変更の承認について審査した結果、下記のとおり助成対象の範囲内の変更と承認したので通知します。

記

建築物の場所 (住居表示)	東京都板橋区
変 更 内 容	

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助 成 対 象 変 更 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づき変更の承認について審査した結果、下記の理由により、不承認としたので通知します。

記

理 由

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

助 成 対 象 承 認 取 消 願

年 月 日付け 第 号で助成対象の承認を受けた建築物について、下記のとおり承認の取消しをお願いします。

記

1 建築物の場所（住居表示）

東京都板橋区

2 理 由

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助成対象承認取消通知書

年 月 日付けで提出された、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成対象承認の取消願について、下記の助成対象承認を取り消したので通知します。

記

- 1 助成対象承認番号 年 月 日付け 第 号
- 2 建築物の場所 東京都板橋区
(住居表示)
- 3 助成金の種類

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日付け 第 号で助成対象の承認を受けた建築物について、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

建 築 物 の 場 所 (住居表示)	東京都板橋区							
助 成 金 の 種 類	☐ 耐 震 診 断 ☐ 容 易 な 耐 震 診 断 ☐ 耐 震 診 断 及 び 補 強 設 計 等 ☐ 補 強 設 計 等 ☐ 耐 震 改 修 工 事 ☐ 除 却 工 事 ☐ 建 替 え 工 事 ☐ 耐震シェルター等設置工事							
期 間	着手 完了	年 月 日 年 月 日						
交 付 申 請 額	千	百	十	万	千	百	十	円
☐ 軽 微 な 変 更 報 告	・ 変更内容： ・ 変更理由： ・ 変更内容を証する書類：別添のとおり							

注 1 交付申請額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

注 2 交付申請額の頭書に¥の記号を併記してください。

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で助成対象の承認を受けた建築物について、工事等が完了しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 建築物の場所（住居表示）

東京都板橋区

2 実績報告

助成対象

- ☐ 耐 震 診 断
- ☐ 容 易 な 耐 震 診 断
- ☐ 耐 震 診 断 及 び 補 強 設 計 等
- ☐ 補 強 設 計 等
- ☐ 耐 震 改 修 工 事
- ☐ 除 却 工 事
- ☐ 建 替 え 工 事
- ☐ 耐震シェルター等設置工事

報告内容は添付資料による

3 事業の成果

別紙収支計算書のとおり

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助 成 金 交 付 決 定 兼 交 付 額 確 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づき助成金については、下記のとおり交付決定及び交付額の確定をしたので通知します。

記

建 築 物 の 場 所 (住居表示)	東京都板橋区
助成対象承認番号	年 月 日付け 第 号
助 成 金 の 種 類	
交 付 金 額	
備 考	

この交付決定の内容に異議があるときは、本通知受領後 1 4 日以内に、申請を取り下げることができます。

※裏面に注意事項の記載があります。

注意事項

- 1 交付決定及び額の確定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責は負いません。
 - (1) 偽りその他不正な手段により助成の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に違反したとき。
- 2 区長が1の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときには、助成金を返還しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金の交付について、下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

理 由

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所
申請者 氏名
電話

助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号の で交付決定兼交付額確定通知を受けた、
板橋区木造住宅耐震化促進助成金交付要綱に基づく助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

注 1 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

注 2 金額の頭書に¥の記号を併記してください。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

助 成 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

年 月 日付け 第 号による助成金の交付決定については、下記の理由により取り消したので通知します。

記

理 由